

みんなのコンパル創造プロジェクト 募集要綱

1. 助成の趣旨

コンパルホールを利用する市民の皆様の創造的な文化・スポーツ活動を応援するプロジェクトとして、「みんなのコンパル創造プロジェクト」を実施します。これは、オリジナルの文化芸術活動公演を行う団体や、新たなスポーツを普及させる等の目的で広く市民を対象としたイベントを行うスポーツ団体の活動を共催事業として支援するものです。

コンパルホールを拠点として、新たな市民文化が創造されることを目指します。

2. 要件

次の全てに該当するもの。

(1) コンパルホールの多目的ホールで2020年1月・3月に実施、もしくは体育室を2019年度内で実施される事業。

①既に優先予約が入っている場合は、その日にちは申請対象外となります。

1).必ず事前にコンパルホールまで空き状況をご確認の上お申し込み下さい。

空き状況の確認をする場合は必ず「みんなのコンパル創造プロジェクト」担当者までご連絡いただき、空き状況の確認をお願い致します。

2).申込は申請が完了した時点での受付となります。

3).これから新規に事業を行なう方が対象です。

既に予約済みの催事は対象外です。

②助成対象となる施設の利用日数は最大3日間とします。

・4日以上開催する事業は利用初日から3日間が対象となり4日以降は助成対象となりません。

(2) コンパルホール条例及びコンパルホール条例施行規則に従って開催するもの。

※興業等、営利目的でのご利用はできません。

(3) 来年度以降も、継続してコンパルホールの利用を検討されている方。

(4) 反社会的勢力とは一切かわりがなく、企画内容に反社会的な内容を含まないもの。

(5) 企画内容に政治的、宗教的なものを一切含まないもの。

(6) 実施団体が主体となって実施するもの。

(7) 事業実施費用については、実施団体の負担とします。ただし、コンパルホール施設使用料及び備品使用料については共催事業として支援いたします。

(8) 助成決定した事業は、助成決定後別途「コンパルホール共催申請書」及び「みんなのコンパル創造プロジェクト契約書」を提出して頂きます。

3. 対象部門

(1) 文化部門 1事業 ①～②すべてに該当するもの

①文化ホール、多目的ホールを主会場として連続して8時間以上使用するもの
(使用時間には準備と片付けの時間を含みます)

②コンパルホールを拠点とした賑わい創出を目的としたもので、広く大分市民が参加または観覧できるもの。

(2) スポーツ部門 1事業 ①～③すべてに該当するもの

①体育室全室を主会場として準備から片付けを含めて連続8時間以上使用するもの

②広く大分市民が参加または観覧できるもの。

③施設保全の関連から相撲、プロレス等の興業は対象外となります。

4. 助成内容

(1) コンパルホールの施設使用料及び備品使用料から、合計上限15万円を共催事業により支援いたします。(文化ホール、多目的ホール、体育室とそれに付随して控室等で使う施設のみ)

①駐車場代や当館以外の備品、追加人件費は支援対象外です。

施設使用料及び備品使用料が15万円を超えた場合は、その金額を超えた分をご請求いたします。

(2) コンパルホールホームページやコンパルホール発行のイベント情報誌への掲載、コンパルホール館内でのチラシポスターの設置及び掲示をします。

(3) 各部門(文化部門、スポーツ部門)からそれぞれ1事業助成いたします。

(4) コンパルホールキャラクター「パルちゃん」がイベントに出演可能です。

(5) 支援事業ロゴマークの使用を許可します。

5. 応募方法

別紙みんなのコンパル創造プロジェクト助成申請にかかる誓約書、みんなのコンパル創造プロジェクト申込書をご記入の上、コンパルホールまで直接お持ちいただくかご郵送ください。

6. 応募締切

2018年12月15日(土) 必着

7. 選考方法

下記の選考委員会において選考の上、決定します。

みんなのコンパル創造プロジェクト委員会

コンパルホール館長 他数名(コンパルホール施設関係者より構成)

8. 助成決定の通知

助成対象事業が決定次第、申請者全員に対し採否を郵送でお知らせします。

通知時期は2019年1月下旬の予定です。

9. 応募、問合せ先

コンパルホール みんなのコンパル創造プロジェクト係

〒870-0021 大分市府内町1丁目5番38号

TEL:097-538-3700

休館日を除く 9:00~17:00

(留意事項)

(1) 助成対象の採否決定理由のお問合せには応じかねます。

(2) ご提出いただいた応募書類はご返送しません。あらかじめご了承ください。

(3) 助成した事業が終了後、所定の様式(みんなのコンパル創造プロジェクト報告書)により事業結果の概要を終了日より1ヶ月以内にご報告下さい。

(4) 助成対象者がこの要綱に違反した場合、助成を取り消す場合があります。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。